

組織規則

制定 平成27年3月19日 26規則第6号

(22規則第5号の全部改正)

最終改正 令和7年4月24日 令07規則第2号 一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号。以下「組織規程」という。）第51条の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の組織、職制等について必要な事項を定め、業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(組織運営の原則)

第2条 各組織は、業務の実施にあたっては関係各部署と十分に協議することとし、重複又は間隙を生じさせないようにする。

2 各組織は、相互に関連ある業務について、研究所の業務活動が円滑に行われるよう、進んで協調する。

第2章 組織及び所掌業務

第1節 研究推進組織

第1款 研究戦略本部

(研究戦略本部)

第3条 研究戦略本部に、次の6部を置く。

- 一 企画部
- 二 エンジニアリング部
- 三 技術インテリジェンス部
- 四 地域部
- 五 国際部
- 六 知財・標準化推進部

第1目 企画部

(企画部)

第3条の2 企画部に、次の5室を置く。

- 一 企画室
- 二 連携推進企画室
- 三 削除
- 四 研究DX推進室
- 五 削除
- 六 ものづくり基盤加工技術検討室

七 大学室

(企画室)

第3条の3 企画室は、次の業務を行う。

- 一 研究戦略本部における業務の総合調整に関すること。
- 二 研究所の研究戦略に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 研究所の研究の融合に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 四 研究所の予算編成の企画及び立案並びに総合調整に関すること（領域及び研究戦略に関するものに限り、施設及び設備の整備に関するものを除く。）。
- 五 産業技術戦略の外部への提案及び総合調整に関すること。
- 六 研究戦略本部における研究センターの評価に関すること。
- 七 研究所の研究戦略に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

(連携推進企画室)

第3条の4 連携推進企画室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 研究所における企業等との連携に係る企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 研究所における企業等への技術移転の推進及び支援に関すること。
- 三 研究所における企業等との連携に係る技術相談の調整に関すること。
- 四 研究所における連携研究ラボ及び連携研究室の設置に係る総合調整に関すること。
- 五 研究所の研究成果の社会実装の推進に関する研究資源配分に係る総合調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

2 連携推進企画室に、次の2グループを置く。

- 一 冠ラボ設立・運営支援グループ
- 二 社会実装加速・スタートアップ推進グループ

(研究DX推進室)

第3条の5 研究DX推進室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 研究所の研究DXの推進に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 研究所の研究DXの推進に関すること。
- 三 研究所のデータポリシーの策定及び運用に関すること。

(ものづくり基盤加工技術検討室)

第3条の6 ものづくり基盤加工技術検討室は、研究所のものづくり基盤加工技術に係る拠点整備、プロジェクト等の推進、人材育成、データベースの構築及び他機関との連携に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関する業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

(大学室)

第3条の7 大学室は、次の業務を行う。

- 一 研究所における大学との連携に係る企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 研究所における大学との人材交流に関すること。
- 三 大学との包括的な協定に基づく、連携の推進に関すること（他の所掌に属するものを除く）。

- 四 オープンイノベーションラボラトリに係る制度の整備に関すること。
- 五 オープンイノベーションラボラトリに係る研究及び開発の進捗及び実施状況の把握に関すること。
- 六 大学との連携に関する業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

第2目 エンジニアリング部

(エンジニアリング部)

第3条の8 エンジニアリング部に、次の2室を置く。

- 一 エンジニアリング人材戦略室
- 二 エンジニアリング室

(エンジニアリング人材戦略室)

第3条の9 エンジニアリング人材戦略室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 エンジニアリング部における業務の総合調整に関すること。
- 二 エンジニアリング人材の運用に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 エンジニアリング人材のキャリアパス開発及び研修企画に関すること。

(エンジニアリング室)

第3条の10 エンジニアリング室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 研究所の実証プロジェクト等を加速するためのエンジニアリングの推進及びエンジニアリングに係る基本方針の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 エンジニアリング業務に関する情報及びノウハウの集約に関すること。

第3目 技術インテリジェンス部

(技術インテリジェンス部)

第3条の11 技術インテリジェンス部に、次の2室を置く。

- 一 技術戦略室
- 二 技術調査室

(技術戦略室)

第3条の12 技術戦略室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 技術インテリジェンス部における業務の総合調整に関すること。
- 二 研究所の技術インテリジェンスに係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 研究所が開発した技術の社会への影響評価に関すること。

(技術調査室)

第3条の13 技術調査室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 研究所の研究活動の推進に係る情報の収集、調査分析及び提供に関すること。
- 二 国内外の技術インテリジェンス情報に係る情報の収集、調査分析及び提供に関すること。

第4目 地域部

(地域部)

第3条の14 地域部に、次の2室を置く。

- 一 地域戦略企画室
- 二 地域連携推進室

(地域戦略企画室)

第3条の15 地域戦略企画室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 地域部における業務の総合調整に関すること。
- 二 研究所の地域における連携戦略に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 研究所の地域における経済活動の活発化に向けたイノベーションの推進に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 四 公設試験研究機関との連携に関すること。
- 五 産業技術連携推進会議に関すること。
- 六 地域センターにおける産学官連携活動の支援に関すること。

(地域連携推進室)

第3条の16 地域連携推進室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 産技連ワンストップ全国相談窓口の運営及び技術相談に関すること。
- 二 中小企業、中堅企業等の連携支援に関すること。
- 三 関東甲信越静地域に係る経済活動の活発化に向けたイノベーションの推進に関すること。
- 四 関東甲信越静地域に係る連携研究に関する情報の収集及び発信、支援並びに成果普及に関すること。
- 五 関東甲信越静地域に係る産業技術連携推進会議地域部会に関すること。

第5目 国際部

(国際部)

第3条の17 国際部に、国際室を置く。

(国際室)

第3条の18 国際室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 国際部における業務の総合調整に関すること
- 二 研究所の国際連携に係る企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 国際連携に必要な情報の収集及び分析に関すること。
- 四 役員、職員及び契約職員（以下「役職員等」という。）並びに研究所の業務を行う者であって役職員等以外の者の外国における安全管理に関すること。
- 五 国際活動に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

第6目 知財・標準化推進部

(知財・標準化推進部)

第3条の19 知財・標準化推進部に、次の4室を置く。

- 一 知財・標準化戦略室

- 二 標準化推進室
- 三 知財活用支援室
- 四 知財管理室

(知財・標準化戦略室)

第3条の20 知財・標準化戦略室は、次の業務を行う。

- 一 知財・標準化推進部における業務の総合調整に関すること。
- 二 知的財産その他の知的資産の戦略に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること
(他の所掌に属するものを除く。)
- 三 知的財産に係る情報の収集及び提供、調査分析並びに戦略提案に関すること。
- 四 研究成果の知的財産権化及びその他の知的財産に係る相談に関すること。
- 五 知的財産権の侵害に係る業務に関すること
- 六 チーフ知財オフィサー及び知財オフィサーが行う業務の支援に関すること。
- 七 標準化に関する基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること (他の所掌に属するものを除く)。
- 八 標準化に関する会議の運営に関すること。
- 九 鉱工業の科学技術に係る試験、分析又は校正に係る申請の受付及び証明書類の発行に関すること (他の所掌に属するものを除く。)
- 十 電気用品安全法 (昭和36年法律第234号) 第42条の2第2項の規定による適合性検査に関すること。
- 十一 研究所の成果活用事業者への出資に係る総合調整に関すること。
- 十二 知的財産及び標準に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。
(標準化推進室)

第3条の21 標準化推進室は、次の業務を行う。

- 一 標準化の推進に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 標準化に関する情報の収集及び提供、調査分析並びに戦略提案に関すること。
- 三 研究成果に基づく標準化の推進及び支援に関すること。
- 四 チーフ標準化オフィサー及び標準化オフィサーが行う業務の支援に関すること。
- 五 標準化の推進に関する業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。
(知財活用支援室)

第3条の22 知財活用支援室は、次の業務を行う。

- 一 知的財産の活用支援に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 知的財産に係る技術移転に関する契約締結及び管理に関すること。
- 三 知的財産に係る事業者への技術移転の促進に関すること。
- 四 研究プロジェクトにおける知的財産取扱方針策定の支援に関すること。
- 五 研究成果に関する秘密保持契約の締結及び管理に関すること。
- 六 知的財産の活用支援に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。
(知財管理室)

第3条の23 知財管理室は、次の業務を行う。

- 一 知的財産の管理に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 知的財産権の取得、登録及び管理に関すること。
- 三 知的財産権の権利承継に関すること。
- 四 知的財産権の補償金に関すること。
- 五 知的財産権持分契約の締結及び管理に関すること。
- 六 知的財産の管理に関する業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

第2款 研究企画室、連携推進室及び運営室

(研究企画室、連携推進室及び運営室の設置)

第4条 領域及び量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター(第6条第1項及び別表第1において単に「領域」という。)に、別表第1に定める研究企画室及び連携推進室を置く。

2 エレクトロニクス・製造領域に、別表第1に定めるナノプロセッシング施設運営室を置く。

(研究企画室)

第5条 研究企画室は、次の業務を行う。

- 一 領域における研究の推進に係る研究方針、研究戦略、予算編成及び資産運営に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 領域におけるプロジェクトの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 領域における他領域との連携の推進、プロジェクトの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 四 領域における経済産業省その他関係団体等との調整に関すること。
- 五 技術研究組合に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- 六 領域における研究ユニットの評価に関すること。
- 七 領域における特定連携に係る研究及び開発に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- 八 領域における研究の推進に関する業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

2 研究企画室のうち、情報・人間工学領域研究企画室に、研究情報利用推進グループを置く。

3 前項に規定するほか、研究企画室に、別表第2に定めるオープンイノベーションラボラトリー(以下「OIL」という。)を置く。ただし、OILは、それぞれ別表第2の連携研究サイトの欄に掲げる連携研究サイトが廃止されたときに、廃止されるものとする。

(OIL)

第5条の2 OILは、それぞれ別表第2の研究及び開発の内容の欄に定める研究及び開発を行う。

2 OILに、別に定めるところにより、チームを置くことができる。

(連携推進室)

第6条 連携推進室は、次の業務(他の所掌に属するものを除く。)を行う。

- 一 領域における企業等との連携に係る企画及び立案並びに総合調整に関すること。

- 二 領域における企業等への技術移転の推進及び支援に関すること。
 - 三 領域における特定連携に係る研究及び開発に関すること（第3項に規定する連携研究ラボに係るものに限る。）。
- 2 連携推進室のうち、地質調査総合センター連携推進室に、次の2グループを置く。
- 一 国際連携グループ
 - 二 国内連携グループ
- 3 前項に規定するほか、連携推進室に、別表第3に定める連携研究ラボを置く。ただし、設置期間は有限とする。
- （連携研究ラボ）

第6条の2 連携研究ラボは、それぞれ別表第3の研究及び開発の内容の欄に定める研究及び開発を行う。

（ナノプロセッシング施設運営室）

第6条の3 ナノプロセッシング施設運営室は、ナノプロセッシング施設その他のエレクトロニクス・製造領域において管理する施設等の利用に係る制度の運用及び総合調整並びに当該施設等の管理及び運営に関する業務を行う。

第3款 研究部門

（研究部門の設置等）

第7条 領域に、別表第1に定める研究部門を置く。

- 2 研究部門に、別に定めるところにより、研究グループを置く。
- 3 研究部門に、別に定めるところにより、連携研究室を置くことができる。ただし、設置期間は有限とする。
- 4 研究部門は、研究実施計画に基づき、研究業務等を行う。

第4款 研究センター

（研究センターの設置等）

第8条 研究戦略本部及び領域に、別表第1に定める研究センターを置く。ただし、設置期間は有限とし、別に定めるところにより、研究センターを廃止する。

- 2 研究センターに、別に定めるところにより、研究チームを置く。
- 3 研究センターに、別に定めるところにより、連携研究室を置くことができる。ただし、設置期間は有限とする。
- 4 研究センターは、研究実施計画に基づき、研究業務等を行う。

第5款 地質情報基盤センター

（地質情報基盤センター）

第9条 地質情報基盤センターに、次の4室を置く。

- 一 整備推進室
 - 二 出版室
 - 三 アーカイブ室
 - 四 地質標本館室
- （整備推進室）

第 10 条 整備推進室は、次の業務を行う。

- 一 地質の情報整備等に係る総合調整に関すること。
- 二 地質の調査に係る情報の電子化及び整備に関すること。
- 三 地質の調査に係る情報の利用促進及び地質標準の管理に関すること。
- 四 地質の調査に係る情報のウェブ配信に関すること。
- 五 地質の情報整備等に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

(出版室)

第 11 条 出版室は、次の業務を行う。

- 一 地質の調査に係る刊行物の編集及び発行に関すること。
- 二 地質の調査に係る刊行物の標準管理に関すること。

(アーカイブ室)

第 12 条 アーカイブ室は、次の業務を行う。

- 一 地質の調査に係る文献資料及び地質図等の整備及び管理に関すること。
- 二 地質の調査に係る機関アーカイブの整備及び管理に関すること。
- 三 地質の調査に係るメタデータの整備及び管理に関すること。
- 四 地質の調査に係る有料頒布物に関すること。
- 五 地質の調査に係る地質試料等の整備、管理及び利用に関すること。

(地質標本館室)

第 13 条 地質標本館室は、次の業務を行う。

- 一 地質標本館の運営、展示及び管理に関すること。
- 二 地質の調査に係るアウトリーチに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三 薄片及び研磨片等試料の調製に関すること。

2 地質標本館室に、次の 2 グループを置く。

- 一 運営グループ
- 二 地質試料調製グループ

第 6 款 計量標準普及センター

(計量標準普及センター)

第 14 条 計量標準普及センターに、次の 6 室及び 1 センターを置く。

- 一 計量標準調査室
- 二 国際計量室
- 三 標準供給保証室
- 四 標準物質認証管理室
- 五 法定計量管理室
- 六 計量研修センター
- 七 計量DX推進室

(計量標準調査室)

第 14 条の 2 計量標準調査室は、次の業務を行う。

- 一 計量標準（法定計量を含む。以下同じ。）に係る総合調整に関すること。

- 二 計量標準に係る調査に関すること。
- 三 計量標準に係る整備計画の作成に関すること。
- 四 計量標準に係る業務の統一に関すること。
- 五 計量標準の広報、普及及び啓発に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 六 計量標準に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

（国際計量室）

第 14 条の 3 国際計量室は、次の業務を行う。

- 一 計量標準に係る国際活動に関すること。
- 二 計量標準に係る国際条約及び国際相互承認に関すること。
- 三 計量標準に係る国際比較に関すること。
- 四 計量標準に係る国際連携に関すること。
- 五 計量標準に係る国際技術協力に関すること（法定計量管理室の所掌に属するものを除く。）。

（標準供給保証室）

第 15 条 標準供給保証室は、次の業務を行う。

- 一 計量標準の品質保証システムの運営に関すること（標準物質認証管理室の所掌に属するものを除く。）。
- 二 計量標準に係る試験・校正等の申請の受付及び証明書類の発行に関すること（標準物質認証管理室の所掌に属するものを除く。）。
- 三 計量標準に係る試験・校正等の開始、運営及び廃止に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

（標準物質認証管理室）

第 16 条 標準物質認証管理室は、次の業務を行う。

- 一 標準物質の認証業務に関すること。
- 二 標準物質の品質保証システムの運営に関すること。
- 三 標準物質の頒布に関すること。
- 四 標準物質の安全管理に関すること。

（法定計量管理室）

第 17 条 法定計量管理室は、次の業務を行う。

- 一 計量法（平成 4 年法律第 51 条）第 148 条第 1 項及び第 2 項に基づく立入検査に関すること。
- 二 法定計量に関する所管官庁、自治体関係機関及び製造事業者との調整に関すること。
- 三 法定計量業務の支援及び広報に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 四 法定計量に関する国際技術協力に関すること。

（計量研修センター）

第 18 条 計量研修センターは、次の業務を行う。

- 一 計量の教習の実施等に関すること。
- 二 計量の教習に係る成果の普及に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

三 計量の教習に係る国際技術協力に関すること（国際計量室の所掌に属するものを除く。）。

（計量DX推進室）

第18条の2 計量DX推進室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く）を行う。

- 一 計量標準総合センターの行う計量標準業務におけるデジタル化等の計量DX（以下「計量DX」という。）の推進に係る基本方針の企画および立案並びに総合調整に関すること。
- 二 計量DXの推進に関すること。
- 三 計量DXに係る国際技術協力に関すること。

第2節 本部組織

第1款 企画本部

（企画本部）

第19条 企画本部に、次の3部を置く。

- 一 企画部
- 二 評価部
- 三 研究セキュリティ・インテグリティ部

第1目 企画部

（企画部）

第19条の2 企画部に、次の4室を置く。

- 一 企画室
- 二 調整室
- 三 技術政策室
- 四 A I S T S o l u t i o n s 室

（企画室）

第20条 企画室は、次の業務を行う。

- 一 企画本部における業務の総合調整に関すること。
- 二 研究所の総合的な経営方針及び内部統制に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 研究所の中長期計画及び年度計画に関すること。
- 四 研究所の業務方法書に関すること。
- 五 研究所の運営に関する調整、複数の組織にまたがる業務の調整及び経済産業省その他関係団体との調整のうち重要なものの総合調整に関すること（技術政策室の所掌に属するものを除く。）。
- 六 研究所の内部統制に係る業務に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 七 理事長が参加する外部委員会への対応に関すること。
- 八 外部機関との協定、覚書等の締結に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 九 産総研コンソーシアムの設立手続に関すること。
- 十 研究所の業務の企画及び立案並びに総合調整に係る業務であって、他の所掌に属しない

ものに関すること。

2 企画室は、前項各号に規定する業務のほか、東京本部における役員の秘書業務を行う。

(調整室)

第 21 条 調整室は、次の業務を行う。

- 一 研究所の組織及び人員配置に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること（技術政策室の所掌に属するものを除く。）。
- 二 研究所の予算編成、資産運営及び施設使用に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること（技術政策室の所掌に属するものを除く。）。
- 三 会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）に規定する検査への対応（以下「会計検査対応」という。）に係る業務のうち、経済産業省との調整に関すること。
- 四 業務継続計画の策定に関すること。

2 調整室は、前項各号に規定する業務のほか、東京本部における次の業務を行う。

- 一 官庁との事務連絡に関すること。
- 二 文書、公印及び庶務に関すること。
- 三 職員及び契約職員（以下「職員等」という。）の勤務及び服務管理に関すること。
- 四 建物及び施設の管理に関すること。
- 五 郵便及び宅配便に関すること。
- 六 事業車両の運行管理に関すること。
- 七 安全及び衛生に関すること。
- 八 受託出張に関すること。
- 九 研究者の受入手続に関すること。
- 十 外部研究機関の委員会への職員等の派遣に関すること。
- 十一 使途特定寄附金等及び募集特定寄附金の受入手続きに関すること。
- 十二 東京本部の業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

(技術政策室)

第 22 条 技術政策室は、次の業務を行う。

- 一 研究所の運営に関する調整、複数の組織にまたがる業務の調整及び経済産業省その他関係団体との調整のうち重要なものの総合調整に関すること（領域に関するものに限る。）。
- 二 研究所の組織に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること（研究推進組織に関するものに限る。）。
- 三 施設使用に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること（領域に関するものに限る。）。
- 四 技術研究組合の制度の整備に関すること。

(A I S T S o l u t i o n s 室)

第 23 条 A I S T S o l u t i o n s 室は、次の業務を行う。

- 一 株式会社 A I S T S o l u t i o n s との連携に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

- 二 成果活用等支援法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 34 条の 6 第 1 項第 3 号に規定する者をいう。）への出資に係る総合調整に関すること。
- 三 株式会社 A I S T S o l u t i o n s に係る経済産業省その他関係団体との総合調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）
- 四 社会実装推進責任者が行う業務の支援に関すること。
- 五 株式会社 A I S T S o l u t i o n s との連携に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

第 2 目 評価部

（評価部）

第 23 条の 2 評価部に、次の 2 室を置く。

- 一 業務評価室
- 二 研究評価室

（業務評価室）

第 24 条 業務評価室は、次の業務を行う。

- 一 評価部における業務の総合調整に関すること。
- 二 研究所の評価に係る業務の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 経済産業大臣が行う研究所の評価への対応に関すること（研究評価室の所掌に属するものを除く。）。
- 四 評価に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

（研究評価室）

第 25 条 研究評価室は、次の業務を行う。

- 一 経済産業大臣が行う研究所の評価への対応に関すること（研究の評価に関するものに限る。）。
- 二 研究情報に係るデータベースの整備、調査、維持及び管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第 3 目 研究セキュリティ・インテグリティ部

（研究セキュリティ・インテグリティ部）

第 26 条 研究セキュリティ・インテグリティ部に、次の 2 室を置く。

- 一 企画室
- 二 経済安全保障推進室

（企画室）

第 27 条 企画室は、次の業務を行う。

- 一 研究セキュリティ・インテグリティ部における業務の総合調整に関すること。
- 二 研究所の研究セキュリティ・インテグリティに係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 研究活動の国際化やオープン化に伴う研究成果物等の不正流用や技術流出等のリスクへの対応に関すること。

四 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）に基づく対応に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

五 研究セキュリティ・インテグリティに係る業務であって、他の所掌に属しないものに関するすること。

（経済安全保障推進室）

第28条 経済安全保障推進室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 研究所の技術情報の管理を含めた経済安全保障の推進に関すること。
- 二 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく研究所の安全保障輸出管理の実施に関すること。
- 三 経済安全保障及び安全保障輸出管理の業務に係る内外の動向調査に関すること。
- 四 外部人材受入の事前登録に関すること。

第29条から第41条まで 削除

第2款 運営統括本部

（運営統括本部）

第42条 運営統括本部に、次の5部を置く。

- 一 企画部
- 二 DE I 人事部
- 三 経理部
- 四 法務・コンプライアンス部
- 五 セキュリティ・情報化推進部

第1目 企画部

（企画部）

第42条の2 企画部に、次の3室を置く。

- 一 企画室
- 二 情報公開・個人情報保護推進室
- 三 業務改革推進室

（企画室）

第42条の3 企画室は、次の業務を行う。

- 一 本部組織（企画本部及び監査室を除く。）の運営の統括に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること（企画本部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 運営統括本部における業務の総合調整に関すること。
- 三 本部組織（企画本部及び監査室を除く。）のうち複数の組織にまたがる業務の調整に関すること（企画本部の所掌に属するものを除く。）。
- 四 本部組織（企画本部を除く。）に関する予算編成の企画及び立案並びに総合調整に関すること（施設及び設備の整備に関するものを除く。）。
- 五 国民の保護に関する業務計画の策定に関すること。
- 六 つくば本部の役員、上級執行役員、執行役員及び領域長の秘書業務に関すること。
- 七 外部機関による検査及び監査への対応に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

く。)

八 役職員等及び研究所の業務を行う者であつて役職員等以外の者の外国派遣の渡航手続に関すること（他の所掌に属するものを除く。)

九 公印及び電子公印並びに文書管理に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

十 公印及び電子公印の作成、変更、廃止及び管理等に関すること。

十一 文書情報公開の審査、実施等に関すること。

十二 研究所の保有する文書の公開及び提供に関すること。

十三 研究所の保有する公印及び電子公印並びに文書の保護の推進に関すること。

(情報公開・個人情報保護推進室)

第42条の4 情報公開・個人情報保護推進室は、次の業務を行う。

一 情報公開及び個人情報保護に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二 情報公開の審査、実施等に関すること。

三 研究所の保有する情報の公開及び提供に関すること。

四 個人情報の本人開示の審査、実施等に関すること。

五 研究所の保有する個人情報の保護の推進に関すること。

(業務改革推進室)

第42条の5 業務改革推進室は、次の業務を行う。

一 業務改革の推進に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二 業務効率化の推進に関すること。

第2目 DE I 人事部

(DE I 人事部)

第42条の6 DE I 人事部に、次の5室を置く。

一 DE I 人事企画室

二 人材マネジメント室

三 人事管理調整室

四 労務室

五 健康管理室

(DE I 人事企画室)

第42条の7 DE I 人事企画室は、次の業務を行う。

一 DE I 人事部における業務の総合調整に関すること。

二 研究所の人事に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

三 人件費に関すること。

四 障害者の雇用の促進に関すること。

五 研究所のダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

六 ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンに係る啓発及び広報に関すること。

- 七 産総研インターナショナルセンターに関すること。
- 八 ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンに係るキャリア形成及びワーク・ライフ・バランスの支援に関すること。
- 九 人事及びダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンに係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

2 DE I 人事企画室に、次の4グループを置く。

- 一 総括グループ
- 二 DE I 人事企画グループ
- 三 A I S T インターナショナルグループ
- 四 バリアフリー推進グループ

(人材マネジメント室)

第42条の8 人材マネジメント室は、次の業務を行う。

- 一 役職員等の人事、採用、出向、兼業、個人評価等に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 二 キャリアパス開発及び研修企画に関すること。
- 三 職員等の研修（他の所掌に属するものを除く。）の実施に関すること。
- 四 人材開発に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

2 人材マネジメント室に、次の4グループを置く。

- 一 タレントマネジメントグループ
- 二 リクルーティンググループ
- 三 キャリア開発サポートグループ
- 四 人材評価グループ

(人事管理調整室)

第42条の9 人事管理調整室は、次の業務を行う。

- 一 役職員等の給与、任免、休職、雇用契約管理等に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 二 役職員等の栄典、表彰等に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三 役員の災害補償に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 四 宿舎に関すること。
- 五 職員等の退職の相談に関すること。
- 六 経済産業省共済組合に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 七 職員等の社会保険事務に関すること。

2 人事管理調整室に、次の5グループを置く。

- 一 雇用管理グループ
- 二 給与グループ
- 三 共済組合グループ
- 四 診療所グループ
- 五 社会保険調整グループ

(労務室)

第 42 条の 10 労務室は、次の業務を行う。

- 一 職員等の労働条件の基準に関する事。
- 二 労使関係に係る総合調整に関する事。
- 三 服務規律に関する事。
- 四 役職員等の処分及び懲戒に関する事。

(健康管理室)

第 42 条の 11 健康管理室は、次の業務を行う。

- 一 役職員等の健康診断、健康管理及び保健指導に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
- 二 職員等のメンタルヘルスに関する事。
- 三 産業医に係る業務に関する事。

第 3 目 経理部

(経理部)

第 42 条の 12 経理部に、次の 3 室を置く。

- 一 経理室
- 二 決算室
- 三 出納室

(経理室)

第 42 条の 13 経理室は、次の業務を行う。

- 一 経理部における業務の総合調整に関する事。
- 二 財務及び会計に係る業務の企画及び立案並びに総合調整に関する事。
- 三 予算のとりまとめに関する事。
- 四 予算の領域別情報の管理に関する事。
- 五 余裕金の運用に関する事。
- 六 資金の借入及び償還に関する事。
- 七 中長期計画及び年度計画の予算、収支計画及び資金計画に関する事。
- 八 年度計画に基づく実行予算の配賦及び示達に関する事。
- 九 予算の執行管理に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
- 十 財務及び会計に係る制度の整備、運用及び推進に関する事。
- 十一 財務会計システムの管理に関する事。
- 十二 財務及び会計に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関する事。

2 経理室に、次の 2 グループを置く。

- 一 総括グループ
- 二 予算管理グループ

(決算室)

第 42 条の 14 決算室は、次の業務を行う。

- 一 決算に関する事。

- 二 消費税の確定申告に関すること。
 - 三 計算証明に関すること。
 - 四 年度計画に基づく収入額の確定に関すること。
- 2 決算室に、次の2グループを置く。

- 一 決算Aグループ
 - 二 決算Bグループ
- (出納室)

第42条の15 出納室は、次の業務を行う。

- 一 資金振替に関すること。
 - 二 金銭の支払、出納及び保管に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 有価証券の管理に関すること。
 - 四 税務に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
 - 五 旅費及び立替払いの支給に関すること。
- 2 出納室に、次の2グループを置く。
- 一 出納グループ
 - 二 旅費・立替払グループ

第4目 法務・コンプライアンス部

(法務・コンプライアンス部)

第42条の16 法務・コンプライアンス部に、次の3室を置く。

- 一 法務室
 - 二 訟務室
 - 三 コンプライアンス推進室
- (法務室)

第42条の17 法務室は、次の業務を行う。

- 一 法務・コンプライアンス部における業務の総合調整に関すること。
 - 二 法務に係る業務の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
 - 三 業務方法書、規程、規則及び要領の審査に関すること。
 - 四 研究所が締結する契約の審査に関すること。
 - 五 役職員等の倫理の保持に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
 - 六 法律相談に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
 - 七 法務に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。
- (訟務室)

第42条の18 訟務室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 不服審査に係る業務に関すること。
 - 二 訴訟に係る業務に関すること。
- (コンプライアンス推進室)

第42条の19 コンプライアンス推進室は、次の業務を行う。

- 一 研究所のコンプライアンスの推進及びリスク管理に係る基本方針の企画及び立案並びに

- 総合調整に関すること。
- 二 研究所の内部統制に関すること（研究所のコンプライアンスの推進及びリスク管理に関するものに限る。）。
 - 三 研究所のリスク評価に関すること。
 - 四 通報制度に関すること。
 - 五 研究記録に関すること。
 - 六 研究所のコンプライアンスの推進及びリスク管理に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

第5目 セキュリティ・情報化推進部

（セキュリティ・情報化推進部）

第42条の20 セキュリティ・情報化推進部に、次の3室を置く。

- 一 企画室
- 二 サイバーセキュリティ室
- 三 情報システム室

（企画室）

第42条の21 企画室は、次の業務を行う。

- 一 セキュリティ・情報化推進部における業務の総合調整に関すること。
- 二 研究所の情報セキュリティ及び情報システムの高度化に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 情報セキュリティ及び情報システムに係る専門人材の育成に関すること。
- 四 つくばセンターにおける情報セキュリティに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 五 情報セキュリティ及び情報システムに係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

（サイバーセキュリティ室）

第42条の22 サイバーセキュリティ室は、次の業務を行う。

- 一 研究所の情報セキュリティ対策の企画、調整及び推進に関すること。
- 二 サイバーセキュリティに係る先導的情報技術の調査及び導入に関すること。
- 三 情報ネットワーク及び関連システムの企画及び管理に関すること。

（情報システム室）

第42条の23 情報システム室は、次の業務を行う。

- 一 業務用の情報システムに係る調整に関すること。
- 二 業務用の情報機器の管理に関すること。
- 三 イントラ業務システムの管理に関すること。

第43条及び第44条 削除

第3款 研究環境整備本部

（研究環境整備本部）

第45条 研究環境整備本部に、次の7部を置く。

- 一 企画部
- 二 環境安全部
- 三 つくば安全管理部
- 四 ファシリティマネジメント部
- 五 研究支援部
- 六 研究資金契約部
- 七 調達部

第1目 企画部

(企画部)

第45条の2 企画部に、次の3室を置く。

- 一 企画室
- 二 総務室
- 三 ベネフィット推進室

(企画室)

第46条 企画室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 研究環境整備本部における業務の総合調整に関すること。
- 二 研究所の施設及び設備の整備に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 省エネルギー及び地球温暖化対策に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 四 研究所の土地及びスペースの管理及び利用に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 五 研究所の施設及び設備の整備のうち大規模又は特定のものに係る企画及び調整に関すること。
- 六 研究所の施設及び設備の整備に関する予算編成の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 七 研究所が保有する研究施設、研究設備及び研究装置の利用及び貸付に係る制度の整備及び運用並びに受入手続及び調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 八 第88条第1項に規定する業務室における業務の総合調整に関すること。
- 九 図書室の運営及び管理に関すること。
- 十 研究環境の整備に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

(総務室)

第46条の2 総務室は、次の業務を行う。

- 一 研究所の庶務に係る業務の企画及び立案並びに総合調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 二 職員等の勤務、労務管理及びサービス管理並びに契約職員の雇用契約に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三 つくばセンターにおける文書、公印に関すること。

- 四 つくばセンターにおける事業車両の管理に関する事。
- 五 図書等の貸借、文献複写及び外部研究機関との文献交換等の業務に関する事。
- 六 研究所の図書及び雑誌の国立国会図書館への納本に関する事。
- 七 つくばセンター中央事業所5-4A棟に設置されている機械工作施設の管理及び運営に関する事。
- 八 研究所の庶務に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関する事。
(ベネフィット推進室)

第46条の3 ベネフィット推進室は、次の業務を行う。

- 一 役職員等の福利厚生に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
- 二 海外旅行保険に関する事。
- 三 施設の運営に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。

第2目 環境安全部

(環境安全部)

第47条 環境安全部に、次の3室を置く。

- 一 安全衛生管理室
- 二 化学物質・放射線管理室
- 三 ライフサイエンス実験管理室
(安全衛生管理室)

第48条 安全衛生管理室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 環境安全部における業務の総合調整に関する事。
- 二 安全衛生の管理に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関する事。
- 三 安全衛生に係る体制の整備に関する事。
- 四 安全衛生に係る指導及び監督並びに法令、規程その他遵守すべき事項の周知に関する事。
- 五 防災、災害緊急対応その他災害対策に係る指導及び監督並びに法令、規程その他遵守すべき事項の周知に関する事。
- 六 つくばセンターにおける防災及び災害緊急対応に関する事。
- 七 つくばセンターにおける事故の対応、調査及び再発防止に関する事（重大な事故に限る。）。
- 八 環境安全に係る専門人材の育成に関する事。
- 九 職員等及び実験参加者、実験協力者等として研究所の依頼を受けた者の災害補償に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
- 十 安全衛生に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関する事。
(化学物質・放射線管理室)

第49条 化学物質・放射線管理室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 化学物質及び研究設備並びに放射性同位元素、核燃料物質等の取扱いに係る安全管理に関する基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関する事。
- 二 化学物質及び研究設備の取扱い並びに放射性同位元素、核燃料物質等の取扱い及び管理

に係る指導及び監督並びに法令、規程その他遵守すべき事項の周知に関すること。

三 化学物質リスクアセスメントに関すること。

四 放射性同位元素、核燃料物質等の取扱いによる放射線障害の予防対策の推進に関すること。

五 野外実験に関すること。

六 化学物質及び研究設備並びに放射性同位元素、核燃料物質、野外実験等に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

(ライフサイエンス実験管理室)

第 50 条 ライフサイエンス実験管理室は、次の業務を行う。

一 ライフサイエンス実験に係る生命倫理及び安全管理に関すること。

二 ライフサイエンス実験に係る指導及び監督並びに法令、規程その他遵守すべき事項の周知に関すること。

三 動物飼育施設の管理及び運営に関すること。

四 ライフサイエンス実験に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

第 3 目 つくば安全管理部

(つくば安全管理部)

第 51 条 つくば安全管理部に、次の 3 室を置く。

一 安全管理室

二 化学物質管理室

三 環境衛生室

(安全管理室)

第 52 条 安全管理室は、次の業務を行う。

一 つくば安全管理部における業務の総合調整に関すること。

二 つくばセンターにおける安全衛生の管理に関すること。

三 つくばセンターにおける事故の対応、調査及び再発防止に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

四 構内セキュリティに関すること。

五 職員証、入館証及び自動車通行証に関すること。

六 事業車両の運行管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

七 有形固定資産等の管理に関すること（つくばセンター北事業所における業務に限る。）。

八 第 72 条の 2 第 1 号及び第 2 号並びに第 72 条の 3 第 1 号及び第 2 号の業務に係る検査に関すること（つくばセンター北事業所における業務（化学物質管理室の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

九 郵便、宅配便及び提出物の収集並びに庶務等に関すること（つくばセンター北事業所における業務に限る。）。

十 つくばセンターにおける環境及び安全衛生に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

2 安全管理室に、北事業所グループを置く。

(化学物質管理室)

第 53 条 化学物質管理室は、次の業務を行う。

- 一 つくばセンターにおける化学物質及び研究設備の取扱い及び管理に関すること。
- 二 研究設備の取扱い及び管理に関すること。
- 三 第 72 条の 3 第 1 号の業務に係る検査に関すること（つくばセンターにおける業務であつて、危険薬品等に関するものに限る。）。
- 四 化学物質及び研究設備に係る業務であつて、他の所掌に属しないものに関すること。

(環境衛生室)

第 54 条 環境衛生室は、次の業務を行う。

- 一 廃棄物及び研究廃液の処理に係る指導及び監督並びに法令、規程その他遵守すべき事項の周知に関すること。
- 二 廃棄物及び研究廃液の管理及び処理に関すること。
- 三 職場環境の維持及び改善に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 四 廃棄物及び研究廃液の管理及び処理、並びに職場環境の維持及び改善に係る業務であつて、他の所掌に属しないものに関すること。

第 4 目 ファシリティマネジメント部

(ファシリティマネジメント部)

第 55 条 ファシリティマネジメント部に、次の 4 室を置く。

- 一 計画室
- 二 施設整備室
- 三 保全室
- 四 建設室

(計画室)

第 55 条の 2 計画室は、次の業務を行う。

- 一 ファシリティマネジメント部における業務の総合調整に関すること。
- 二 研究所の施設及び設備の整備計画に関すること。
- 三 施設及び設備に係る申請、届出等に関すること。
- 四 省エネルギー及び地球温暖化対策の実施（施設及び設備に関するものに限る。）に関すること。
- 五 施設に係る専門人材の育成に関すること。
- 六 施設及び設備に係る技術動向調査に関すること。
- 七 施設及び設備に係る物件の調達に関すること（ファシリティマネジメント部が所掌するものに限る。）。
- 八 施設及び設備に係る役務の提供の契約に関すること（ファシリティマネジメント部が所掌するものに限る。）
- 九 工事及び工事関連役務の提供の契約に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

十 施設及び設備の整備並びに工事調達に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関するすること。

(施設整備室)

第 55 条の 3 施設整備室は、次の業務を行う。

- 一 施設及び設備に係る設計及び施工基準の整備に関すること。
- 二 施設及び設備の建設工事に係る設計、積算、監理、監督及び検査に関すること（大規模又は特定のものに限る。）。

(保全室)

第 56 条 保全室は、次の業務を行う。

- 一 施設及び設備に係るデータの収集、情報提供及び情報システムの運用に関すること。
- 二 施設及び設備の保全に係る指導及び監督並びに法令、規程その他遵守すべき事項の周知に関すること。
- 三 施設及び設備の保全に関すること。
- 四 電気工作物の工事、運用及び保安に関すること。
- 五 施設及び設備の建設工事に係る設計、積算、監理、監督及び検査に関すること（施設及び設備の保全に関するものに限る。）。
- 六 施設及び設備の保全に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

(建設室)

第 57 条 建設室は、施設及び設備の建設工事に係る設計、積算、監理、監督及び検査に関する業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

第 5 目 研究支援部

(研究支援部)

第 58 条 研究支援部に、次の 3 室を置く。

- 一 ユニット支援室
- 二 研究事務一室
- 三 研究事務二室

(ユニット支援室)

第 59 条 ユニット支援室は、次の業務を行う。

- 一 研究支援部における業務の総合調整に関すること。
- 二 研究ユニット事務に係る業務の企画及び立案並びに総合調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三 研究ユニットにおける予算管理、文書管理、個人情報管理その他の研究ユニット事務に関すること（つくばセンターにおける業務に限る。）。

(研究事務一室)

第 60 条 研究事務一室は、次の業務を行う。

- 一 有形固定資産等の管理に係る業務の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 有形固定資産等の管理に関すること（つくばセンター及び東京本部並びに北陸デジタルものづくりセンターにおける業務（安全管理室の所掌を除く。）に限る。）。

(研究事務二室)

第 61 条 研究事務二室は、次の業務を行う。

- 一 第 72 条の 2 第 1 号及び第 2 号並びに第 72 条の 3 第 1 号及び第 2 号の業務に係る検査に関すること（つくばセンター及び東京本部並びに北陸デジタルものづくりセンターにおける業務（安全管理室及び化学物質管理室の所掌を除く。）に限る。）。
- 二 郵便、宅配便及び提出物の収集並びに庶務等に関すること（つくばセンターにおける業務（安全管理室の所掌を除く。）に限る。）。

第 6 目 研究資金契約部

(研究資金契約部)

第 62 条 研究資金契約部に、次の 4 室を置く。

- 一 契約管理室
- 二 契約一室
- 三 契約二室
- 四 契約三室

(契約管理室)

第 63 条 契約管理室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 研究資金契約部における業務の総合調整に関すること。
- 二 外部研究資金の獲得に対する支援に関すること（個人研究助成金に限る。）。
- 三 外部研究資金の管理に関すること。
- 四 技術研究組合からのパートナー研究員の受入れ及び技術研究組合事業に参加する職員等の登録に係る覚書の締結に関すること。
- 五 独立行政法人日本学術振興会からの日本国籍の研究者又は日本に永住を許可されている外国籍の研究者の受入手続に関すること。
- 六 外部研究資金に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

(契約一室及び契約二室)

第 64 条 契約一室及び契約二室は、それぞれ別に定める範囲において、次の業務を行う。

- 一 外部研究資金（個人研究助成金を除く。以下同じ。）の契約（外国機関との契約を除く。）に関すること。
 - 二 委託研究の契約（外国機関との契約を除く。）に関すること。
 - 三 外部研究資金の獲得に対する支援に関すること（第 1 号に掲げるものに限る。）。
- 2 契約一室は、前項に定める業務のほか、委託研究契約の管理及び検査に関する業務を行う。

(契約三室)

第 65 条 契約三室は、次の業務を行う。

- 一 外部研究資金の契約に関すること（契約一室及び契約二室の所掌に属するものを除く。）。
- 二 委託研究の契約に関すること（契約一室及び契約二室の所掌に属するものを除く。）。
- 三 役職員等の外国派遣に係る手続及び外国機関に所属する研究者又は国内機関に所属する

外国籍の研究者の招聘手続に関すること。

四 外部研究資金の獲得に対する支援に関すること（第1号に掲げるものに限る。）。

五 受託出張及び依頼出張に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

六 研究者等の受入に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

七 外部研究機関の委員会への職員等の派遣に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

八 使途特定寄附金等及び募集特定寄附金の受入に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

九 一般寄付金等の受入に関すること。

第66条から第70条まで 削除

第4目 調達部

（調達部）

第71条 調達部に、次の4室を置く。

一 調達管理室

二 大型調達室

三 調達一室

四 調達二室

（調達管理室）

第72条 調達管理室は、次の業務を行う。

一 調達部における業務の総合調整に関すること。

二 調達に係る業務の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

三 研究所の調達業務の管理及び調整に関すること。

四 調達等合理化計画の策定に関すること。

五 競争参加者の資格審査に関すること。

六 政府調達に関する協定に基づく調達公示の官報掲載に関すること。

（大型調達室）

第72条の2 大型調達室は、次の業務（予定価格が1000万円を超えるものに限り、他の所掌に属するものを除く。）を行う。

一 物件の調達に関すること。

二 物件の売払及び賃貸並びに役務の提供の契約に関すること。

三 第1号及び第2号の業務に係る監督に関すること。

（調達一室及び調達二室）

第72条の3 調達一室及び調達二室は、それぞれ別に定める範囲において、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

一 物件の調達に関すること。

二 物件の売払及び賃貸並びに役務の提供の契約に関すること。

三 第1号及び第2号の業務に係る監督に関すること。

第73条から第76条まで 削除

第5款 ブランディング・広報部

(ブランディング・広報部)

第77条 ブランディング・広報部に、次の3室を置く。

- 一 ブランド戦略室
- 二 報道室
- 三 広報室

(ブランド戦略室)

第77条の2 ブランド戦略室は、次の業務を行う。

- 一 ブランディング・広報部における業務の総合調整に関すること。
- 二 研究所のブランディング・広報に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 研究所のブランディング・広報活動の推進に係る情報の収集及び調査分析に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 四 コーポレートアイデンティティの推進・管理に関すること。
- 五 ブランディング・広報に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

2 ブランド戦略室に、次の3グループを置く。

- 一 総括グループ
- 二 企画グループ
- 三 ブランドマネジメントグループ

(報道室)

第78条 報道室は、次の業務を行う。

- 一 マスメディアを通じた情報発信に関すること。
- 二 報道情報の収集に関すること。

(広報室)

第79条 広報室は、次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 研究所の広報コンテンツの制作及び発信に関すること。
- 二 研究所の催し物及び出展に関すること（研究所の名義使用に関するものを含む。）。
- 三 展示室の運営に関すること。

2 広報室に、次の2グループを置く。

- 一 コンテンツ制作グループ
- 二 コミュニケーショングループ

第80条から第83条まで 削除

第7款 イノベーション人材部

(イノベーション人材部)

第84条 イノベーション人材部に、次の1室を置く。

- 一 イノベーション人材室

(イノベーション人材室)

第85条 イノベーション人材室は、次の業務を行う。

- 一 イノベーション人材部における業務の総合調整に関すること。
 - 二 イノベーション創出に貢献できる人材の育成に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 イノベーションスクールの運営、キャリア開発支援等に関すること。
 - 四 デザインスクールの運営に関すること。
- 2 イノベーション人材室に、次の1グループ及び2事務局を置く。
- 一 企画グループ
 - 二 イノベーションスクール事務局
 - 三 デザインスクール事務局

第86条 削除

第8款 監査室

（監査室）

第87条 監査室は、次の業務を行う。

- 一 財務監査、業務監査、コンプライアンス監査その他の内部監査に関すること。
 - 二 会計検査対応に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 監事の業務の支援に関すること。
- 2 監査室に、次の2グループを置く。
- 一 企画グループ
 - 二 監査グループ

第3節 事業組織

（業務室）

第88条 事業組織（東京本部を除く。）に、別表第4に定める業務室を置く。

- 2 業務室に、別表第4に定めるグループを置く。
- 3 業務室は、その管轄する研究拠点等における次の業務（別表第4の除外業務欄の業務並びに他の所掌に属するものを除く。）を行う。
- 一 研究ユニットにおける予算管理、文書管理、個人情報管理その他の研究ユニット事務に関すること。
 - 二 文書、公印及び庶務に関すること。
 - 三 役職員等の人事、給与、表彰等に関すること。
 - 四 福利厚生、経済産業省共済組合及び健康管理に関すること（次号を除く。）。
 - 五 経済産業省共済組合に係る診療所の管理及び運営に関すること。
 - 六 職員等の勤務、労務管理及びサービス管理に関すること。
 - 七 郵便及び宅配便に関すること。
 - 八 事業車両の運行管理に関すること。
 - 九 予算の管理に関すること。
 - 十 有形固定資産等の管理に関すること。
 - 十一 削除
 - 十二 予定価格が100万円を超えない物件の調達に関すること。

- 十三 予定価格が 100 万円を超えない物件の売払及び賃貸並びに役務の提供の契約に関する
こと（次号を除く。）。
- 十四 予定価格が 100 万円を超えない工事及び工事関連役務の契約に関すること。
- 十五 物件の調達、売払及び賃貸並びに役務の提供の業務に係る監督及び検査に関するこ
と。
- 十六 金銭の支払、出納及び保管に関すること。
- 十七から十九まで 削除
- 二十 廃棄物及び研究廃液の管理及び処理に関すること。
- 二十一 環境及び安全衛生に関すること。
- 二十二 削除
- 二十三 防災、災害緊急対応その他災害対策に関すること。
- 二十四 施設の運営に関すること。
- 二十五 情報セキュリティに関すること。
- 二十六 受託出張に関すること。
- 二十七 研究者の受入手続に関すること。
- 二十八 外部研究機関の委員会への職員等の派遣に関すること。
- 二十九 使途特定寄附金等及び募集特定寄附金の受入手続に関すること。
- 三十 削除
- 三十一 図書等の貸借、文献複写等の業務に関すること。
- 三十二 図書室の運営及び管理並びに外部研究機関との文献交換に関すること。
- 三十三 削除
- 三十四 管轄する研究拠点等における業務であって、他の所掌に属しないものに関するこ
と。

（産学官連携推進室）

第 89 条 事業組織（東京本部を除く。）に、産学官連携推進室を置く。

- 2 産学官連携推進室は、その管轄する研究拠点等における次の業務（他の所掌に属するもの
を除く。）を行う。
 - 一 地域における経済活動の活発化に向けたイノベーションの推進に関すること。
 - 二 連携研究に関する情報の収集及び発信に係る業務の支援に関すること。
 - 三 受託出張に関すること（福島再生可能エネルギー研究所及び柏センターにおける業務に
限る。次号から第 6 号までにおいて同じ。）。
 - 四 研究者の受入手続に関すること。
 - 五 外部研究機関の委員会への職員等の派遣に関すること。
 - 六 使途特定寄附金等及び募集特定寄附金の受入手続に関すること。
 - 七 技術相談の支援に関すること。
 - 八 削除
 - 九 国際活動及び国際連携に係る業務の支援に関すること。
 - 十 ブランディング・広報及び成果普及に関すること。

- 十一 技術研究組合に関すること（福島再生可能エネルギー研究所及び柏センターにおける業務を除く。）。
- 十二 産業技術連携推進会議地域部会に係る業務の支援に関すること（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び北陸デジタルものづくりセンターにおける業務を除く。）。
- 十三 外部機関との協定に係る業務の支援に関すること。
- 十四 産総研コンソーシアムに係る業務の支援に関すること。
- 十五 前各号に規定する業務のほか、その管轄する研究拠点等における産学官連携に係る業務の支援に関すること。

（分散電源施設運営室）

第 90 条 福島再生可能エネルギー研究所に、分散電源施設運営室を置く。

- 2 分散電源施設運営室は、福島再生可能エネルギー研究所における次の業務を行う。
 - 一 分散電源の評価及び研究に係る施設、機器及び装置（以下「分散電源施設」という。）の利用に関する制度の整備及び運用並びに総合調整に関すること。
 - 二 分散電源施設を利用した評価及び研究の支援に関すること。
 - 三 分散電源の評価及び研究に係る業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

第 4 節 特別の組織

第 91 条から第 96 条まで 削除

（量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センター）

第 97 条 量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターに、次の 1 室を置く。

一 企画室

第 97 条の 2 企画室は、量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターにおける次の業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

- 一 研究の推進に係る研究方針、研究戦略、予算編成及び資産運営に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 プロジェクトの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 三 領域との連携の推進、プロジェクトの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 四 経済産業省その他関係団体等との調整に関すること。
- 五 量子・A I 融合技術ビジネス開発に係るグローバル拠点の整備に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 六 研究の推進に関する業務であって、他の所掌に属しないものに関すること。

第 97 条の 3 量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターに、別に定めるところにより、チームを置く。

第 3 章 職制

第 1 節 研究拠点等

（所長代理）

第 98 条 研究拠点（つくばセンターを除く。）に、所長代理を置くことができる。

- 2 所長代理は、所長を代理し、その所掌する業務を整理する。

第 99 条 削除

第 2 節 研究推進組織

第 1 款 研究戦略本部

(プロジェクトマネージャー)

第 99 条の 2 研究戦略本部及びその内部組織に、プロジェクトマネージャーを置くことができる。

2 プロジェクトマネージャーは、複数の領域にまたがる特定の研究課題に係る業務を整理する。

(技術移転マネージャー)

第 99 条の 3 研究戦略本部及びその内部組織に、技術移転マネージャーを置くことができる。

2 技術移転マネージャーは、技術移転に係る業務を整理する。

第 2 款 研究企画室及び連携推進室

(研究企画室長)

第 99 条の 4 研究企画室に、研究企画室長を置く。

2 研究企画室長は、研究企画室の業務を統括管理する。

(ラボ長及び副ラボ長)

第 100 条 O I L に、ラボ長を置く。

2 O I L に、副ラボ長を置くことができる。

3 ラボ長は、O I L の業務を統括管理する。

4 副ラボ長は、ラボ長を補佐する。

(ラボチーム長)

第 101 条 O I L に置かれるチームに、ラボチーム長を置く。

2 ラボチーム長は、チームの業務を整理する。

(ラボ研究主幹)

第 102 条 O I L に、ラボ研究主幹を置くことができる。

2 ラボ研究主幹は、ラボ長の命により、O I L の研究実施に係る業務を整理する。

(連携研究ラボ長及び副連携研究ラボ長)

第 103 条 連携研究ラボに、連携研究ラボ長を置く。

2 連携研究ラボに、副連携研究ラボ長を置くことができる。

3 連携研究ラボ長は、連携研究ラボの業務を統括管理する。

4 副連携研究ラボ長は、連携研究ラボ長を補佐し、連携研究ラボの業務を整理する。

第 3 款 研究部門

(副研究部門長)

第 104 条 研究部門に、副研究部門長を置くことができる。

2 副研究部門長は、研究部門長を補佐する。

(研究グループ長)

第 105 条 研究グループに、研究グループ長を置く。

2 研究グループ長は、研究グループの業務を整理する。

第4款 研究センター

(副研究センター長)

第106条 研究センターに、副研究センター長を置くことができる。

2 副研究センター長は、研究センター長を補佐する。

(研究チーム長)

第107条 研究チームに、研究チーム長を置く。

2 研究チーム長は、研究チームの業務を整理する。

第5款 地質情報基盤センター及び計量標準普及センター

(地質情報基盤センター及び計量標準普及センターの次長)

第108条 地質情報基盤センター及び計量標準普及センターに、次長を置くことができる。

2 次長は、所属する部署の長を補佐する。

(地質専門主務)

第108条の2 地質情報基盤センター及びその内部組織に、地質専門主務を置くことができる。

2 地質専門主務は、極めて高度の専門的な知識、経験等に基づき、地質情報の管理及び社会利用促進に関する業務を処理する。

(計量標準専門主務)

第108条の3 計量標準普及センター及びその内部組織に、計量標準専門主務を置くことができる。

2 計量標準専門主務は、極めて高度の専門的な知識、経験等に基づき、計量標準の普及及び品質管理並びに計量教習等に関する業務を処理する。

(計量研修センターのセンター長及び副センター長)

第109条 計量研修センターに、センター長を置く。

2 計量研修センターに、副センター長を置くことができる。

3 センター長は、計量研修センターの業務を統括管理する。

4 副センター長は、センター長を補佐し、計量研修センターの業務を整理する。

第6款 研究ユニット

(連携研究室長及び副連携研究室長)

第110条 連携研究室に、連携研究室長を置く。

2 連携研究室に、副連携研究室長を置くことができる。

3 連携研究室長は、連携研究室の業務を統括管理する。

4 副連携研究室長は、連携研究室長を補佐し、連携研究室の業務を整理する。

第111条 削除

第3節 本部組織

第1款 削除

第112条から第116条まで 削除

第2款 研究環境整備本部

(契約審査役)

第 117 条 調達部に、契約審査役を置くことができる。

2 契約審査役は、調達部長の命を受けて、契約に係る要求仕様及び契約方法の審査を行う。

第 3 款 イノベーション人材部

(イノベーションスクール事務局及びデザインスクール事務局の事務局長)

第 118 条 イノベーションスクール事務局及びデザインスクール事務局に、事務局長を置く。

2 事務局長は、事務局の業務を統括管理する。

第 4 節 事業組織

(所長補佐)

第 119 条 事業組織（東京本部を除く。）に、所長補佐を置くことができる。

2 所長補佐は、所長を補佐し、その所掌する業務のうち事業組織の産学官連携に関する業務を整理する。

第 5 節 特別の組織

第 120 条及び第 121 条 削除

(量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターの副センター長)

第 122 条 量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターに、副センター長を置くことができる。

2 副センター長は、量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センター長を補佐し、量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターの業務を整理する。

(量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターのチーム長)

第 123 条 量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターに置かれるチームに、チーム長を置く。

2 チーム長は、チームの業務を統括管理する。

第 6 節 共通

(本部長代理)

第 123 条の 2 研究戦略本部、企画本部、運営統括本部及び研究環境整備本部に、本部長代理を置くことができる。

2 本部長代理は、本部長を代理し、その所掌する業務を整理する。

(副本部長)

第 124 条 研究戦略本部、企画本部、運営統括本部及び研究環境整備本部に、副本部長を置くことができる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、所属する部署の担当業務の企画及び立案に参画する。

(部長)

第 125 条 部（ブランディング・広報部及びイノベーション人材部を除く。以下この条において同じ。）に、部長を置く。

2 部長は、部の業務を統括管理する。

(総括次長)

第 126 条 研究戦略本部企画部、企画本部企画部、運営統括本部企画部及び研究環境整備本部

企画部に総括次長を置くことができる。

2 総括次長は、部長の命を受けて、その所掌する業務のうち特定の業務を総括整理する。

(部の次長)

第 126 条の 2 部に、次長を置くことができる。

2 部に置かれた次長は、部長を補佐する。

(部総括)

第 127 条 部に、部総括を置くことができる。

2 部総括は、部長の命により、部の業務のうち特定の業務を整理する。

(室長及び室長代理)

第 128 条 室（研究企画室、監査室及び連携研究室を除く。第 3 項において同じ。）に、室長を置く。

2 室（連携研究室を除く。第 4 項において同じ。）に、室長代理を置くことができる。

3 室長は、室の業務を統括管理する。

4 室長代理は、室長を補佐し、室の業務を整理する。

(グループ長及びグループ長代理)

第 129 条 グループに、グループ長を置く。

2 業務室に置かれるグループに、グループ長代理を置くことができる。

3 グループ長は、グループの業務を整理する。

4 グループ長代理は、グループ長を補佐し、グループの業務を整理する。

(総括主幹、キャリア主幹、主務、主幹、総括主査、研究主査、主査及び職員)

第 130 条 研究推進組織（研究戦略本部、研究企画室、連携推進室、ナノプロセッシング施設運営室、地質情報基盤センター及び計量標準普及センターに限る。以下この条において同じ。）、本部組織、事業組織（東京本部を除く。以下この条において同じ。）及び特別の組織並びにそれらの内部組織（O I L 及び研究センター並びにそれらの内部組織、連携研究ラボ、グループ、事務局並びに量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターに置かれるチームを除く。）に、総括主幹を置くことができる。

2 研究推進組織、本部組織、事業組織及び特別の組織並びにそれらの内部組織（O I L 及び研究センター並びにそれらの内部組織、連携研究ラボ並びに量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターに置かれるチームを除く。）に、キャリア主幹、総括主査、主査及び職員を置くことができる。

3 研究推進組織及び本部組織並びにそれらの内部組織（O I L 及び研究センター並びにそれらの内部組織並びに連携研究ラボを除く。）に、主務、主幹及び研究主査を置くことができる。

4 総括主幹は、所属する部署の特定の業務を総括整理する。

5 キャリア主幹は、所属する部署の担当業務を整理するとともに、所属する部署の主務、主幹、総括主査、研究主査、主査又は職員に対し、その業務の円滑な遂行のために必要な助言、支援等を行う。

6 主務は、所属する部署の業務のうち極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を処理す

る。

- 7 主幹は、所属する部署の業務のうち特に高度の技能又は経験を必要とする業務を処理する。
- 8 総括主査は、所属する部署の担当業務を整理する。
- 9 研究主査は、所属する部署の業務のうち高度の技能又は経験を必要とする業務を処理する。
- 10 主査は、所属する部署の困難な業務を担当し、それを処理する。
- 11 職員は、所属する部署の担当業務を処理する。
(キャリアエキスパート及びキャリアリサーチャー)

第 130 条の 2 研究推進組織、本部組織、事業組織及び特別の組織並びにそれらの内部組織に、キャリアエキスパートを置くことができる。

- 2 研究戦略本部及びその内部組織、領域及びその内部組織（研究ユニット及びその内部組織に限る。）並びに量子・AI 融合技術ビジネス開発グローバル研究センター及びその内部組織に、キャリアリサーチャーを置くことができる。
- 3 前二項に規定するキャリアエキスパート及びキャリアリサーチャーをキャリア職員という。
- 4 キャリアエキスパートは、研究支援型のキャリア職員として、所属する部署の担当業務を整理し、又は処理する。
- 5 キャリアリサーチャーは、研究実施型のキャリア職員として、所属する部署の担当業務を整理し、又は処理する。

(審議役)

第 131 条 研究推進組織（研究戦略本部及び領域に限る。）、本部組織（監査室を除く。以下この条において同じ。）、事業組織（東京本部を除く。）及び特別の組織並びに研究戦略本部、本部組織及び事業組織に置かれる部に、審議役を置くことができる。

- 2 審議役は、所属する部署の業務のうち重要な業務の企画及び立案に参画する。
(総括企画主幹、企画主幹及び企画主査)

第 132 条 研究戦略本部、領域、研究企画室、連携推進室、本部組織（監査室を除く。以下この条において同じ。）及び特別の組織並びに研究戦略本部及び本部組織に置かれる部に、総括企画主幹を置くことができる。

- 2 研究戦略本部、研究企画室、連携推進室、ナノプロセッシング施設運営室、本部組織及び特別の組織並びにそれらの内部組織（O I L 及び研究センター並びにそれらの内部組織、連携研究ラボ並びに特別の組織に置かれるチームを除く。）に、企画主幹及び企画主査を置くことができる。
- 3 総括企画主幹は、所属する部署の担当業務の企画及び立案に係る業務を総括整理する。
- 4 企画主幹は、所属する部署の担当業務の企画及び立案に係る業務を整理する。
- 5 企画主査は、所属する部署の担当業務の企画及び立案に係る業務を処理する。

(チーフ連携オフィサー及び連携オフィサー)

第 133 条 研究戦略本部及びその内部組織（研究グループ及び研究チームを除く。）、連携推

進室、企画本部、事業組織（東京本部を除く。以下この条において同じ。）及び特別の組織に、チーフ連携オフィサーを置くことができる。

2 研究戦略本部及びその内部組織（研究グループ及び研究チームを除く。）、連携推進室、研究ユニット（O I L及び連携研究ラボを除く。）、企画本部及びその内部組織、事業組織並びに特別の組織及びその内部組織（チームを除く。）に、連携オフィサーを置くことができる。

3 チーフ連携オフィサーは、所属する部署の長の命を受けて、外部との大型連携プロジェクトの創出、研究所の大型プロジェクト及び大型研究支援プロジェクトの業務の調整を行う。

4 連携オフィサーは、所属する部署の長の命を受けて、研究における技術シーズを把握し、外部から入るニーズ情報とのマッチング、研究における連携及び成果活用のハブ機能の業務を整理する。

（チーフ知財オフィサー及び知財オフィサー）

第 134 条 研究戦略本部に、チーフ知財オフィサーを置くことができる。

2 研究戦略本部、連携推進室、研究ユニット（O I L及び連携研究ラボを除く。）、知財・標準化推進部及びその内部組織、事業組織（東京本部を除く。）並びに特別の組織に、知財オフィサーを置くことができる。

3 チーフ知財オフィサーは、研究戦略本部長又は研究戦略本部の本部長代理の命を受けて、研究所の知的財産のマネジメントの強化の業務の調整を行う。

4 知財オフィサーは、所属する部署の長の命を受けて、知的財産戦略の策定及び遂行、技術シーズの知的財産権化、知的財産情報調査、技術移転等の業務を整理する。

（チーフ標準化オフィサー及び標準化オフィサー）

第 135 条 研究戦略本部に、チーフ標準化オフィサーを置くことができる。

2 知財・標準化推進部及びその内部組織（グループを除く。）に、標準化オフィサーを置くことができる。

3 チーフ標準化オフィサーは、研究戦略本部長又は研究戦略本部の本部長代理の命を受けて、研究所の標準化の業務の調整を行う。

4 標準化オフィサーは、所属する部署の長の命を受けて、標準化戦略の策定及び遂行、標準に関する産業ニーズ及び研究成果に基づく標準化等の業務を整理する。

（連携主務、連携主幹及び連携主査）

第 136 条 研究戦略本部、研究企画室、連携推進室、研究ユニット（O I L及び連携研究ラボを除く。）、事業組織（東京本部を除く。）及び特別の組織並びにそれらの内部組織（O I L、連携研究ラボ、研究ユニットの内部組織、業務室及びその内部組織並びに特別の組織に置かれるチームを除く。）に、連携主務、連携主幹及び連携主査を置くことができる。

2 連携主務は、チーフ連携オフィサー、連携オフィサー、チーフ知財オフィサー、知財オフィサー、チーフ標準化オフィサー若しくは標準化オフィサーを補佐し、又は連携オフィサー、知財オフィサー若しくは標準化オフィサーと協力して、研究における連携及び成果活用の支援業務を総括整理する。

3 連携主幹は、チーフ連携オフィサー、連携オフィサー、チーフ知財オフィサー、知財オフ

ィサー、チーフ標準化オフィサー、標準化オフィサー若しくは連携主務を補佐し、又は連携オフィサー、知財オフィサー、標準化オフィサー若しくは連携主務と協力して、研究における連携及び成果活用の支援業務を整理する。

- 4 連携主査は、チーフ連携オフィサー、連携オフィサー、チーフ知財オフィサー、知財オフィサー、チーフ標準化オフィサー、標準化オフィサー、連携主務若しくは連携主幹を補佐し、又は連携オフィサー、知財オフィサー、標準化オフィサー、連携主務若しくは連携主幹と協力して、研究における連携及び成果活用の支援業務を処理する。

(首席研究員、総括研究主幹、上級主任研究員、研究主幹、特定技術担当主務、特定技術担当主幹、特定技術担当主査、技術担当主務、技術担当主幹、技術担当主査、主任研究員及び研究員)

第 136 条の 2 研究ユニット（O I L 及び連携研究ラボを除く。）及び量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターに、首席研究員及び総括研究主幹を置くことができる。

- 2 研究ユニット及びその内部組織並びに量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターに置かれるチームに、上級主任研究員、研究主幹、特定技術担当主務、特定技術担当主幹、特定技術担当主査、技術担当主務、技術担当主幹、技術担当主査、主任研究員及び研究員を置くことができる。

- 3 首席研究員は、所属する部署において他の研究者の指導にあたるとともに、特別な研究を行う。

- 4 総括研究主幹は、所属する部署の長の命を受けて、研究実施に係る業務を総括整理する。

- 5 上級主任研究員は、所属する部署の長の命を受けて、担当業務を整理する。

- 6 研究主幹は、所属する部署の長の命を受けて、研究実施に係る業務を整理する。

- 7 特定技術担当主務は、所属する部署の長の命を受けて、極めて高度の技能又は経験を必要とする特定の技術に係る専門的な業務を処理する。

- 8 特定技術担当主幹は、所属する部署の長の命を受けて、特に高度の技能又は経験を必要とする特定の技術に係る専門的な業務を処理する。

- 9 特定技術担当主査は、所属する部署の長の命を受けて、高度の技能又は経験を必要とする特定の技術に係る専門的な業務を処理する。

- 10 技術担当主務は、所属する部署の長の命を受けて、極めて高度の技能又は経験を必要とする特定の技術支援に係る専門的な業務を処理する。

- 11 技術担当主幹は、所属する部署の長の命を受けて、特に高度の技能又は経験を必要とする特定の技術支援に係る専門的な業務を処理する。

- 12 技術担当主査は、所属する部署の長の命を受けて、高度の技能又は経験を必要とする特定の技術支援に係る専門的な業務を処理する。

- 13 主任研究員は、所属する部署の担当業務を整理する。

- 14 研究員は、所属する部署の担当業務を処理する。

(上級主任技師、総括主任技師、主任技師、技師)

第 136 条の 3 研究推進組織、本部組織、事業組織及び特別の組織並びにそれらの内部組織に、上級主任技師、総括主任技師、主任技師及び技師を置くことができる。

- 2 上級主任技師は、所属する部署の技術的な業務のうち極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を処理する。
- 3 総括主任技師は、所属する部署の技術的な業務のうち特に高度の技能又は経験を必要とする業務を処理する。
- 4 主任技師は、所属する部署の技術的な業務のうち高度の技能又は経験を必要とする業務を処理する。
- 5 技師は、所属する部署の技術的な業務のうち困難な業務を処理する。

(産業技術総括調査官及び産業技術企画調査員)

第 137 条 企画本部、企画本部の企画室及び事業組織（東京本部を除く。）に、産業技術総括調査官及び産業技術企画調査員を置くことができる。

- 2 産業技術総括調査官は、所属する部署の長の命を受けて、所属する部署の所掌業務に関する重要事項についての調査を行う。
- 3 産業技術企画調査員は、所属する部署の長の命を受けて、所属する部署の所掌業務に関する特定事項についての調査を行う。

第 7 節 情報化統括責任者補佐

(情報化統括責任者補佐)

第 138 条 情報化統括責任者の下に、情報化統括責任者補佐を置く。

- 2 情報化統括責任者補佐は、情報化統括責任者を補佐し、研究所の情報化戦略の企画及び立案への参画並びに研究所の情報化に関する業務の実施の調整を行う。

第 4 章 雑則

(補職)

第 139 条 特殊な業務に従事する者に対して、その業務を表す適切な名称があり、かつ、その使用が必要と理事長が認める場合には、職制の職名に加えて、当該名称を職制で定める職名を補う補職として発令することができる。

附 則 (26 規則第 6 号・全部改正)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (27 規則第 1 号・一部改正)

この規則は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (27 規則第 2 号・一部改正)

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (27 規則第 4 号・一部改正)

この規則は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (27 規則第 5 号・一部改正)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (28 規則第 1 号・一部改正)

この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (28 規則第 4 号・一部改正)

この規則は、平成 28 年 6 月 6 日から施行する。

附 則（28 規則第 5 号・一部改正）

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（数理先端材料モデリング O I L に関する部分に限る。）は、平成 28 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（28 規則第 6 号・一部改正）

この規則は、平成 28 年 7 月 29 日から施行する。

附 則（28 規則第 7 号・一部改正）

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（28 規則第 8 号・一部改正）

この規則は、平成 29 年 1 月 6 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（水素材料強度ラボラトリに関する部分に限る。）は、平成 29 年 1 月 11 日から施行する。

附 則（28 規則第 9 号・一部改正）

この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（28 規則第 10 号・一部改正）

この規則は、平成 29 年 2 月 20 日から施行する。

附 則（28 規則第 11 号・一部改正）

この規則は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（28 規則第 12 号・一部改正）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（29 規則第 1 号・一部改正）

この規則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（29 規則第 2 号・一部改正）

この規則は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（29 規則第 3 号・一部改正）

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（29 規則第 4 号・一部改正）

この規則は、平成 29 年 10 月 26 日から施行する。

附 則（29 規則第 5 号・一部改正）

この規則は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（29 規則第 6 号・一部改正）

この規則は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（30 規則第 1 号・一部改正）

この規則は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（30 規則第 2 号・一部改正）

この規則は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（30 規則第 3 号・一部改正）

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（30 規程第 14 号・一部改正）

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（30 規程第 28 号・一部改正）

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（30 規則第 4 号・一部改正）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（31 規則第 1 号・一部改正）

この規則は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令 01 規程第 2 号・一部改正）

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令 01 規程第 4 号・一部改正）

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令 01 規則第 2 号・一部改正）

この規則は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令 01 規程第 12 号・一部改正）

この規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令 01 規則第 3 号・一部改正）

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令 01 規則第 4 号・一部改正）

この規則は、令和元年 10 月 3 日から施行する。

附 則（令 01 規程第 18 号・一部改正）

この規程は、令和元年 11 月 15 日から施行する。

附 則（令 01 規則第 5 号・一部改正）

この規則は、令和 2 年 1 月 29 日から施行する。

附 則（令 01 規程第 40 号・一部改正）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 02 規程第 5 号・一部改正）

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令 02 規則第 1 号・一部改正）

この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令 02 規則第 2 号・一部改正）

この規則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令 02 規則第 3 号・一部改正）

この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令 02 規則第 4 号・一部改正）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 03 規則第 1 号・一部改正）

この規則は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令 03 規則第 2 号・一部改正）

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令03規則第3号・一部改正）

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令03規則第4号・一部改正）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令03規則第5号・一部改正）

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令03規則第6号・一部改正）

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

附 則（令03規則第7号・一部改正）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令04規則第1号・一部改正）

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令04規則第2号・一部改正）

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令04規則第3号・一部改正）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令04規則第4号・一部改正）

この規則は、令和4年10月11日から施行する。

附 則（令04規則第5号・一部改正）

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令04規則第6号・一部改正）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令05規則第1号・一部改正）

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令05規則第2号・一部改正）

この規則は、令和5年7月27日から施行する。

附 則（令05規則第3号・一部改正）

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令05規則第4号・一部改正）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令05規則第5号・一部改正）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令06規則第1号・一部改正）

この規則は、令和6年5月1日から施行する。

附 則（令06規則第2号・一部改正）

この規則は、令和6年9月2日から施行する。

附 則（令06規則第3号・一部改正）

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令 06 規則第 4 号・一部改正）

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

附 則（令 06 規則第 5 号・一部改正）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令 07 規則第 1 号・一部改正）

この規則は、令和7年4月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令 07 規則第 2 号・一部改正）

この規則は、令和7年5月1日から施行する。

別表第1 研究企画室、連携推進室、運営室、研究部門及び研究センター

研究戦略本部及び領域	研究企画室、連携推進室	研究部門	研究センター
研究戦略本部			CCUS実装研究センター
			サーキュラーテクノロジー実装研究センター
			ネイチャーポジティブ技術実装研究センター
			次世代ものづくり実装研究センター
			セルフケア実装研究センター
			ウェルビーイング実装研究センター
			レジリエントインフラ実装研究センター
エネルギー・環境領域	エネルギー・環境領域研究企画室、エネルギー・環境領域連携推進室	安全科学研究部門	再生可能エネルギー研究センター
		エネルギープロセス研究部門	
		環境創生研究部門	
		省エネルギー技術研究部門	
	電池技術研究部門		
	ゼロエミッション研究企画室		ゼロエミッション国際共同研究センター

生命工学領域	生命工学領域研究企画室、生命工学領域連携推進室	健康医工学研究部門	バイオものづくり研究センター
		細胞分子工学研究部門	
		モレキュラーバイオシステム研究部門	
情報・人間工学領域	情報・人間工学領域研究企画室、情報・人間工学領域連携推進室	インテリジェントシステム研究部門	人工知能研究センター
		インテリジェントプラットフォーム研究部門	
		サイバーフィジカルセキュリティ研究部門	
		人間社会拡張研究部門	
		人間情報インタラクション研究部門	
材料・化学領域	材料・化学領域研究企画室、材料・化学領域連携推進室	化学プロセス研究部門	マテリアルDX研究センター
		機能化学研究部門	
		材料基盤研究部門	
		触媒化学研究部門	
		ナノカーボン材料研究部門	
		マルチマテリアル研究部門	
エレクトロニクス・製造領域	エレクトロニクス・製造領域研究企画室、エレクトロニクス・製造領域連携推進室	エレクトロニクス基盤技術研究部門	先進パワーエレクトロニクス研究センター
		製造基盤技術研究部門	先端半導体研究センター
		センシング技術研究部門	光電融合研究センター
		ハイブリッド機能集積研究部門	
	ナノプロセッシング施設運営室		
地質調査総合センター	地質調査総合センター研究企画室、地質調査総合センター連携推進室	活断層・火山研究部門	
		地圏資源環境研究部門	
		地質情報研究部門	

計量標準総合センター	計量標準総合センター研究企画室、計量標準総合センター連携推進室	工学計測標準研究部門	
		物理計測標準研究部門	
		物質計測標準研究部門	
		分析計測標準研究部門	
量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター	連携推進室		

別表第2 O I L

研究企画室	O I Lの名称	研究及び開発の内容	連携研究サイト
材料・化学領域研究企画室	食薬資源工学O I L	生物資源を原料とした機能性食品又は医薬品を用途とする物質の生産技術に関する研究及び開発	筑波大学連携研究サイト
エレクトロニクス・製造領域研究企画室	A IチップデザインO I L	A I機能付デジタル・アナログ・センサ集積システムに関する研究及び開発	東京大学連携研究サイト

別表第3 連携研究ラボ

連携推進室	連携研究ラボの名称	研究及び開発の内容
生命工学領域連携推進室	東邦ホールディングス-産総研 ユニバーサルメディカルアクセス社会実装技術連携研究ラボ	複雑化・多様化・高度化する医療を国土の隅々まで届けられる仕組み創りに必要な技術に関する研究及び開発
	コニカミノルタ-産総研 バイオプロセス技術連携研究ラボ	バイオものづくりにおけるプロセスモニタリングシステム技術開発とバイオプロセスへの適用に関する研究及び開発
材料・化学領域連携推進室	バルカー-産総研 先端機能材料開発連携研究ラボ	先端的機能材料に関する研究及び開発
	D I C-産総研 サステナビリティマテリアル連携研究ラボ	持続可能な社会実現のための材料に関する研究及び開発
	日本特殊陶業-産総研 カーボンニュートラル先進無機材料連携研究ラボ	カーボンニュートラルに貢献する先進無機材料に関する研究及び開発
	日油-産総研 スマート・グリーン・ケミカルズ連携研究ラボ	脱炭素及び生活の豊かさに貢献する機能材料の研究および開発
	旭化成-産総研 サステナブルポリ	サステナブルポリマーを軸としたサー

	マー連携研究ラボ	キュラーエコノミーの実現に関する研究及び開発
情報・人間工学領域連携推進室	豊田自動織機-産総研 アドバンスド・ロジスティクス連携研究ラボ	次世代物流ソリューションに向けた共通基盤技術及びそれらのアプリケーションの実用化に関する研究及び開発
エレクトロニクス・製造領域連携推進室	NEC-産総研 量子活用テクノロジー連携研究ラボ	量子性に基づいた先端技術領域の研究及び開発
	JX金属-産総研 未来社会創造 素材・技術連携研究ラボ	電子デバイス等に用いる先端素材・技術の研究及び開発
	日立-産総研 サーキュラーエコノミー連携研究ラボ	サーキュラーエコノミーの評価方法・指標及びその実現に向けたデジタル基盤に関する研究及び開発
	IHI-福井県-産総研 空のカーボンニュートラル先進複合材料 連携研究ラボ	航空機エンジンの軽量化・燃費向上に向けた先進複合材料並びにプロセス技術に関する研究及び開発
計量標準総合センター連携推進室	堀場製作所-産総研 粒子計測連携研究ラボ	国際的に競争力のある信頼性の高い粒子計測分析システムの研究及び開発
	島津製作所-産総研アドバンスド・ソリューション連携研究ラボ	プラネタリーヘルスを目指した革新的な分析技術に関する研究及び開発

別表第4 業務室

事業組織	業務室	グループ	除外業務
福島再生可能エネルギー研究所	業務室	総務安全グループ 研究事務グループ 調達グループ	第26号から第29号まで及び第32号
柏センター	業務室	総務安全グループ 研究事務グループ 調達グループ	第5号、第26号から第29号まで及び第32号
臨海副都心センター	業務室	総務安全グループ 研究事務グループ 調達グループ	第5号及び第32号
北陸デジタルものづくりセンター	業務室		第5号、第10号、第12号から第14号まで、第16号、第32号及び第33号
北海道センター	業務室		第32号
東北センター	業務室		第32号
中部センター	業務室	総務安全グループ	第32号

		研究事務グループ 調達グループ	
関西センター	業務室	総務安全グループ 研究事務グループ 調達グループ	
中国センター	業務室		第32号
四国センター	業務室		第32号
九州センター	業務室		第32号